

## 【ABC 消費者情報 Vol. 233】

## ◎「定期縛りなし」のネット通販の申し込みにご注意！

・動画サイトで「定期縛りなし」の広告を見て、1回限りのお試しのつもりでサプリメントを購入した。翌月に2回目の商品が届き、定期購入の契約だったと気付いたという相談が寄せられています。

## ○アドバイス

- ・「定期縛りなし」や「回数縛りなし」との広告は、「最低購入回数の指定がない契約（いつでも解約できる定期購入）」である可能性があります。
- ・ネット通販で注文する際は、必ず最終確認画面で「定期購入が条件になっていないか」「最低購入回数に指定がないか」「2回目以降の代金や解約の条件はどうなっているか」を確認し、スクリーンショットで保存しましょう。
- ・一度契約すると、一方的にはやめられず支払いの義務が生じます。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

## 【重要】

このABC消費者情報メールマガジンは令和7年3月末に終了します。

「鹿児島市LINE公式アカウント」で消費者トラブル情報を配信していますので、受信を希望される方は「鹿児島市LINE公式アカウント」を友だち登録後、「受信設定」→「消費者トラブル情報」から受信設定をお願いします。

<https://page.line.me/440erddv?openQrModal=true>

## ■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

## ■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)

## ■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話 099-808-7512